

令和7年度 事業計画書

1. 堺あすなろ会

2. ピュアあすなろ

3. 堺あすなろ園

4. あすなろ万崎の郷

(あすなろ万崎の郷・もみの木)

5. アトリエhana

(アトリエhana・ゆめ工房・Link みいけ)

6. グループホーム事業

7. フィットウェル

8. わかば

9. 陽だまり

10. 障害児通所支援事業

(Link みいけ・Link にわしろ・Link ふかい)



社会福祉法人 堺あすなろ会

堺あすなろ会 事業計画

1. 研修

- ① 新人職員研修を実施予定
途中入職者対象の場合は、担当者が事業所に出向く
- ② 知的障害福祉研究誌 「さぽーと」 毎月各事業所に1冊配布
支援者の資質向上のため
- ③ 法人研修を実施予定
集団研修で実施する見込み。実施日未定。
- ④ 障害児者施設部会で令和6年度に作成した階層別研修他の動画を利用していく。

2. 広報

- ① 「あすなろ新聞」 5月 7月 9月 11月 1月 3月 編集・発行予定
- ② ホームページ 法人ブログの適宜更新

3. 国際交流展示会 企画・開催

国際交流として、堺市内で小規模な交流展示会を企画していく。

4. 採用活動

管理者の方々と協力して職員確保に努める。できるだけ採用経費を切り詰めることを目標に、採用活動を展開する。

- ① リクナビのWEBサイトでの求人を行う。(年間20万円の経費)
同時にオファーボックス(成功報酬のみ)で個別に直接スカウトを行う。
- ② 外国人採用も含めて、人材確保に努める。
- ③ 障害児者施設部会と共同で、堺市内の大学内での求人イベントを展開する。

5. メンタルヘルス

職員のメンタルヘルス向上に取り組む。

- ① メンタルヘルスに対する知識の向上、啓発に取り組む。
- ② 全職員対象のストレスチェックの実施。
- ③ 理事長と管理者との面談を実施。
- ④ 高ストレス者の産業医面談の勧奨。

6. ハラスメント対応

相談窓口の一端を担い、窓口対応者、管理者、一般職員向けの研修情報を収集し、管理者等に周知して職員会議等で活用できるようにする。

7. オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業

関係機関との連携を十分に行いながら、地域の援護を必要とする方への相談活動及び経済的援助を行う。

8. 「地域連携推進会議」への取り組み

地域連携推進会議は、施設等と地域が連携することにより、以下の目的を達成するための、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議であり、令和7年度より義務化。年1回以上の会議と年1回以上の施設訪問を実施することが必要である。

- (1) 対象事業：障害者支援施設及び共同生活援助
- (2) 目的：①利用者と地域との関係づくり ②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ③施設等やサービスの透明性・質の確保 ④利用者の権利擁護

- (3) 構成員：①利用者 ②利用者家族 ③地域の関係者 ④福祉に知見のある人
⑤経営に知見のある人 ⑥施設等所在地の市町村担当者等
(①～③は必ず選出)

【車両管理】

1. 事業内容

- (1) 法人車両の維持・管理
- (2) 安全・安心・快適な送迎サービスの実施
- (3) 車両購入に際し、各種団体への助成金・配分金・寄付金等の申請
- (4) 事故やトラブル回避に向けて、安全運転意識向上への啓発

2. 運営方針

- (1) 車両を運行するにあたり、交通法規を遵守し安全運転に努める。
- (2) 法人車両の年間の経費や車両の状態を把握する。
- (3) 車両の買い替えや増車の適切な判断を下す。
- (4) 事業所への適正な車両配備や効率的な運行、経費節減への有効な手立てを講ずる。

3. 活動内容

- (1) 車両カルテへの記録と保存
各車両の車検・法定点検・故障・修理状況を記録する。
- (2) 送迎担当者会議
各事業所で送迎担当者を選任し、送迎全般の課題を話し合い解決することで送迎サービスの充実を図る。
- (3) 事故・トラブル・苦情等の報告や事故処理
管理者会議や送迎担当者会議で法人車両の事故・トラブル・苦情・交通違反を報告し、職員会議等で全職員に周知する。
また、事故を起こした場合は事故報告書や車両破損報告書を提出し、事故原因を見つめ直すことで反省し今後の安全運転に繋げる。
- (4) 日々の送迎状況の把握
各事業所の送迎が、急な車両トラブルやシフトの関係で支障が出たときには、円滑に対応し調整する。
- (5) 安全運転講習の実施 <各事業所年1回>
法人内で実際に起きた事故やトラブルを具体的に知る。また、安全運転啓発動画を観賞し安全運転の重要性を再認識する。
- (6) 運転者の酒気帯び有無の確認と記録の保存
安全運転管理者を選任している事業所は、アルコール検知器を使い酒気帯びの有無を確認し記録する。その他の事業所は目視及び口頭で確認し記録する。
- (7) 車両購入に際して助成金や補助金の申請
日本財団、共同募金会 等
- (8) 送迎時の感染症予防
 - ・乗車時の手指のアルコール消毒
 - ・乗車中の健康観察
 - ・車内の換気
 - ・座席、手すり等のアルコール消毒

ピュアあすなろ 事業計画

事業内容及び利用者数

- (1)障害者支援施設（施設入所） 定員 50 名・現員 50 名
（生活介護） 定員 40 名・現員 48 名
(2)短期入所 定員 15 名

支援の方針

(1)障害者支援施設

- ・ 安心して生活できる環境を作る為、健康不安に対する取り組みや施設内環境の改善に努める。
- ・ 施設内ルールは極力少なくすることを考え、一人ひとりに合わせた生活ができるように支援する。
- ・ ご家族の方や関係者との交流、また地域との交流が当たり前に行えるようにする。

(2)短期入所

- ・ 利用者が快適で有意義な時間を過ごせるように配慮する。
- ・ 利用者の必要度・緊急度に可能な限り応じて対応をする。

支援の内容

I. 施設入所支援

- ・ 支援計画に基づいた支援が実施できる体制を整える。
- ・ 必要に応じて他職種と連携し問題の解決に努める。
- ・ いつも清潔で快適に過ごせる環境を整える。

II. 生活介助

(1)日中活動

- ・ 可能な限り一人ひとりに適した活動を提供する。
- ・ 他機関と連携し活動内容を考える。
- ・ リズム体操を継続する。
- ・ クラブ（調理・創作・運動・散歩）など個別のニーズに応じた活動を提供する。

(2)生産活動

- ・ 軽作業（木管、箱折、カシメ作業、検尿容器のキャップ付け）

III. 全体行事

(1)恒例行事の開催を行う。

7 月/七夕 8 月/納涼祭 12 月/クリスマス会 1 月/新年会 3 月/ひな祭り

(2)余暇

- ・ 季節に合ったイベント（花火・豆まき・花見など）を企画する。
- ・ 休日が充実できるような余暇を企画する。
- ・ 休日を中心に、カラオケ・ボーリング・映画鑑賞等の楽しめるイベントを企画する。

IV. その他

(1) 防災

- ・ 防災訓練は、年4回実施（1回は夜間想定）する。
- ・ 防災設備点検は、年2回行う。
- ・ 職員の防災意識や知識を高める為の活動や研修を実施する。
- ・ 非常食（備蓄）や備品の管理を行う。
- ・ BCP（事業継続計画）の更新

(2) 自治会

- ・ 下記スケジュールにて活動を行う。
5～6月／自治会役員の選定・自治会総会 3月／慰労会
- ・ 自治会ミーティングでは、利用者の想いが伝えられる環境を作る。
- ・ アルバムの整理・写真の作成・販売をする。
- ・ 食堂清掃、園庭清掃、野菜の栽培など活動する。

(3) ピュアだより作成・ホームページ

- ・ ピュアだよりを発行する。
- ・ ブログを毎月更新していく。

(4) 研修

研修案内

- ・ 研修報告書の管理
- ・ 研修案内の情報を迅速に集め、正確に全体へ伝達する。
- ・ 研修案内、研修報告書を整理する。

研修の参加促進

- ・ 新人研修や新人育成を行う。
- ・ 全職員に研修への参加を促し意識・知識の向上に努める。
- ・ 研修の目的と成果を職員に伝える。
- ・ 年に1回は全職員が何らかの研修に参加できる様に企画・調整する。
- ・ その時に必要な施設の課題に沿った研修や見学を企画する。
- ・ 常に広く良書の情報を集め必要な物は購入する。

(5) 生活支援部会

- ・ 支援部会に可能な限り参加し、施設内で活かせるように報告する。

(6) サービス管理

- ・ 個別支援計画書・アセスメントシート・モニタリングシートの管理を行う。
- ・ 年間通して適時ケース会議を設ける。

(7) ヒヤリハット・業務標準化

- ・ 事故を未然に防ぐ取り組みを行う。
- ・ 業務標準化に取り組む。

V. 短期入所

- ・ 利用者の利用目的を考慮した支援を行う。
- ・ 利用者の利用目的に合った環境を構築するよう努める。
- ・ サービス向上を考え、信頼を得られる対応を行う。

VI. 給食

(1) 食事管理

- ・ 医務、現場職員と連携し利用者個人に適した摂取カロリーや食事形態を決め食事を提供する。
- ・ 季節に由来した行事食、旬の食材を取り入れ利用者が毎日三食の食事から季節を感じ取れるように心がけて献立を作成する。
- ・ 献立内容は中華、洋食、和食の形態を取り入れバラエティー豊かなものとする。

(2) 年間事業計画

- 5 月 栄養目標量算出 栄養管理報告書提出
- 7 月 七夕バーベキュー
- 8 月 納涼祭
- 12 月 クリスマス会
- 1 月 おせち料理 新年会
- 2 月 節分料理 嗜好調査 簡易専用水道点検
- 3 月 ひなまつりイベント 事業報告書提出
事業計画提出 特定給食施設報告書提出

VII. 医務

(1) 健康管理

- ・ 疾病の早期発見ができるよう、現場職員と連携し情報収集を行う。
- ・ 治療が必要なときには早急に対応する。
- ・ 嘱託医と連携を行い、利用者の健康が維持できるよう努める。
- ・ 感染症の対応について研修し、衛生用品の備蓄を行う。

(2) 年間予定

- 4 月 春の健康診断の尿検査
- 5 月 春の健康診断
- 6 月 歯科医によるブラッシング指導
- 9 月 秋の健康診断の尿検査
- 10 月 秋の健康診断・ストレスチェック・感染症についての研修
- 11 月 風しん抗体検査
- 12 月 インフルエンザワクチン接種

(3) その他

- ・ 歯科往診：ますもと歯科（火曜日と土曜日）、坂田歯科（水曜日と金曜日）
- ・ ドクター相談：芝元クリニック（月に1回）、ひとねクリニック（第1土曜日）
- ・ 皮膚科定期受診：飯田クリニック（第3金曜日）
- ・ 定期処方：精神科・内科・皮膚科（月に1回）
- ・ 重度障がい者歯科診療所・泌尿器科・耳鼻咽喉科・眼科受診：不定期
- ・ 薬の管理
- ・ 通院業務
- ・ コロナウイルス検査実施管理

今後に向けて

入所利用者の高齢化に伴い、支援だけではなく介護や支援のスキルや経験がより求められる状況となっている。また、利用者の生活維持向上の為には一定のスタッフ数が必要である。働きやすい職場を追求すること、課題解決力の高い集団であることを意識していかなければ、職員の安定には繋がらない。そのためには、質の高い話し合いがあり助け合える関係である心理的安全性の高い集団であるべきであり、健全な話し合いと高いパフォーマンスを発揮できる職場を目指していく。

求人活動においては、障害者の支援スタッフは、高齢者介護に比べて認知されていないと感じる為、求人活動時には積極的なアピールが必要と考える。仕事内容を発信できるタイミングがあれば伝えていきたい。

仕事内容については、利用者の方からの発信が少ない為に、支援する側は知識や経験、技術を必要とする。利用者に関わるスタッフが、理念や行動指針の理解に繋がるよう学ぶ機会を持って行くことが重要であると考え。学ぶ機会を業務に位置付けて研修参加などを促進していく。

令和7年度からは地域連携推進会議が義務付けられる。①利用者と地域との関係づくり②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進③サービスの透明性・質の確保④利用者の権利擁護を目的とされている。利用者・ご家族・地域や福祉関係者の方々などにご参加いただき、利用者がその人らしく安心して暮らすことができるよう、施設と地域との連携を推進し事業運営に活かしていきたい。

前年度、特定技能外国人5名を採用している。特定技能外国人の制度上5年以内に介護福祉士取得ができるように知識の習得と日本語力の向上をサポートする必要がある。また、実績やスキルなどの評価で正社員への昇格ができる仕組み作りの検討も必要である。

堺あすなろ園 事業計画

事業内容及び利用者数

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1)生活介護 | 定員 38 名 現員 42 名 |
| (2)就労継続支援B型 | 定員 12 名 現員 11 名 |

運営・支援の方針

令和7年度は昨年度の支援体制を継続し、利用者に対する配慮をさらに深め、また支援内容を向上させる。

(1)生活介護

生活のリズムを整え、日中活動や生産活動を通して、健康でゆしみのある豊かな生活が送れるように支援する。「通所して良かった」と思えるような一日になるように支援する。

(2)就労継続支援B型

作業への取り組みや集団生活を通して集中力を養い、運動も取り入れて体力の維持向上も目指す。やりがいのある活動を提供し豊かな生活が送れるように支援する。楽しめる余暇活動も増やしていく。

年間行事

- ①春と秋の行楽行事 ②お食事会 ③あすなろフェスタ
④ファインプラザまたは園でのリズム体操を月に一度実施 ⑤歯科検診
⑥春と秋の健康診断 ⑦避難(防災)訓練

支援の内容

1. 生活介護

①日中活動

- ・音楽(音楽鑑賞 演奏 DVD鑑賞 歌 カラオケ等)
- ・創作(カレンダー作り等)、絵(季節の飾り等)、造形(レクリエーション用)
- ・運動(リズム体操 ストレッチ 散歩等)
- ・レクリエーション(ゲーム 季節の行事等)
- ・クッキング(簡単なおやつ作り)
- ・ドライブ

●様々な活動を提供し、楽しく有意義な時間が過ごせるよう支援する。

②生産活動

- ・受託作業(木管の残糸外し、部品のバネ付け、お箸の袋入れ、タオルたたみ等)
- ・リサイクル(空き缶つぶし、ペットボトルつぶし)

●生産活動を通して社会との関わりを持ち、働く喜びを持てるように支援する。

③健康

- ・日常生活能力の維持・向上のための支援
- ・服薬支援、薬の管理、口腔ケア、ヘルスチェック
- ・衣服の着脱・整容、摂食支援、排泄支援など
- ・コミュニケーション支援

●生活リズムを整え、健康で快適な生活が送れるように支援する。

2. 就労継続支援B型

①生産活動

- ・受託作業（部品のバネ付け、検尿キット作り、小型雑貨の梱包等）
- ・自主製品（ふきん 雑巾等縫製品）
- ・施設内清掃（作業室、玄関、トイレ等）

●生産活動の場を提供し、自己実現 社会参加をしていけるよう支援する。

②健康・体力作り

- ・服薬支援、ヘルスチェック
- ・ウォーキング、体操、ストレッチ、リズム体操

●目的意識を持って取り組み、健康で潤いのある生活が送れるよう支援する。

③余暇活動

- ・レクリエーション 音楽 クッキング等

●様々な活動を提供し、楽しく有意義な時間が過ごせるよう支援する。

③生活相談

- ・福祉サービスの情報提供
- ・自立に向けての相談支援

●各機関と連携をとり、将来に向けて自己選択・自己決定していけるよう支援する。

係活動

- 1. 行事** 利用者のニーズや希望に沿った行事を企画し、楽しめる催しを実施する。
(春・秋の行楽行事、あすなろフェスタ、食事会、毎月リズム体操等)
- 2. 自治会** 自治会は役員の自主性を尊重し、やりがいのある活動を実施する。
(自治会会議/毎月、美化活動、園芸、自治会新聞作り等)
- 3. 自主製品** ミシンでの縫製に取り組める利用者や職員を増やしていく必要がある。
主力商品のサンスキットふきんは在庫状況を安定させる必要がある。
他事業所に対して安定した数量のサンスキットふきんを供給できるようにする。また、連携を取りバザーにサンスキットふきんを出品出来るような状態を作る。
- 4. 安全防災** 避難訓練（地震・火災・水害など）を実施し、防災意識を高め安全に迅速に避難できるようにする。
環境を整備し安全意識を高め、事故を未然に防げるようにする。
- 5. 保健** 春・秋に健康診断・歯科検診を、また毎月ヘルスチェックを実施し、身体に関する知識や関心を持ちより健康的に過ごせるように努める。
感染症や救急蘇生法などの研修を実施または参加し、緊急時に的確な対応ができるようにする。
- 6. 給食** ヘルシーでバランスの取れた食材を使用し、季節や行事に応じたメニュー、リクエストメニューなど工夫し、おいしい食事が提供できるように努める。
- 7. 研修** 施設内外研修を継続的に実施することにより職員としての専門性を高め、日々の支援の質を向上させることを方針とする。
ケース会議：1回/月、法人研修：1回/年、堺あすなろ園研修、虐待防止・身体拘束適正化研修、その他

8. 送 迎 安全、快適に送迎できるようにしていく。
新年度の送迎時刻表の整備、アルコールチェックの実施、オイル等交換の管理、タイヤ・ランプ・ワイパー等のチェック、車検期限の管理、洗車の実施、運行記録表の作成、緊急帰宅臨時送迎表の作成等
9. 授 産 利用者の意欲や喜びにつながるように新たな生産活動を開拓し、適正に工賃支払いが行えるように努める。工賃の増額を目指す。管理者や担当職員と協力のもと、各班の生産活動が円滑に進められるようにサポートしていく。
10. 広 報 ホームページのブログを更新する。あすなろ新聞を定期的に配布する。
11. 衛 生 各班分担して共用部分の清掃・消毒を促進する。
歯ブラシセットやお茶のコップの管理、消毒。トイレ清掃の手順書の作成。
定期的な草刈り等、敷地内の環境の美化に努める。

その他

- ・昨年度は、新型コロナウイルスの影響もなく計画していた活動や行事を滞りなく実施する事ができた。昨年8月に「南海トラフ地震臨時情報」が発令された。今年度も引き続き感染症だけではなく自然災害が起きた際に関しても事業継続計画（BCP）を元に職員に対して研修・訓練を行い安全・安心を確保していく。また、利用者が楽しめる活動や行事を企画していく。

あすなろ万崎の郷 事業計画

(あすなろ万崎の郷・もみの木)

事業内容及び利用者数	万崎の郷 生活介護 定員 10 名・現員 12 名
	もみの木 生活介護 定員 10 名・現員 8 名

運営・支援の方針	生産活動や創作・レクリエーション活動、日常生活支援等を通して、充実した日常生活を送れるよう支援する。
----------	--

年間行事	①春・秋の行楽行事 ②交流会 ③歯科検診 ④健康診断 ⑤避難訓練 ⑥新年会
------	---------------------------------------

支援の内容

1. 生産活動

- ・受託作業（木管、ネジ部品の箱詰め、紅茶パックの箱詰め 等）
- ・リサイクル作業（古紙回収 等）
- ・野菜作り
- 利用者一人ひとりに応じた作業を提供し、生産活動への支援を行う。
作業収益から必要経費を控除した額を工賃として支給する。

2. 日中活動

- ・創作・・・絵画、造形など
- ・運動・・・ウォーキング、リズム体操など
- ・レクリエーション・・・ゲーム、カラオケなど
- ・クッキング
- ・ドライブ
- 創作活動・レクリエーション活動を通し、生活にゆしみや喜びを持てるようにする。

3. 健康・日常生活能力の維持・向上のための支援

- ・服薬支援、薬の管理、口腔ケア、ヘルスチェック
- ・衣服の着脱・整容、摂食支援、排泄支援など
- ・コミュニケーション支援
- ・個々に合った運動メニューで体力・運動機能の維持向上
- 生活リズムを整え、健康で快適な生活が送れるように支援する。

係活動	行事・自治会	利用者のニーズや希望に沿った行事を企画し、利用者が楽しめるように実施する。感染症予防に努め、課外での活動を継続させる。
	授産	利用者の意欲や喜びにつながるように新たな生産活動を開拓し、適正に工賃支払いが行えるように努める。

保健・防災	春・秋に健康診断・歯科検診を実施し、身体に関する知識や関心を持ち、より健康的に過ごせるように努める。感染症や救急蘇生法などの研修を行い、緊急時、速やかに対応できるように訓練を実施する。避難訓練を年3回（火災、地震、非常災害）実施し、防災意識を高め安全に迅速に避難できるようにする。環境を整備し安全意識を高め事故を未然に防げるようにする。
研修	法人研修、施設内研修、ケース報告、施設外の研修（実践交流会など）に参加し職員で共有し日々の実践に生かし利用者のより良い支援につなげていけるようにする。 虐待防止・身体拘束適正化に関して適宜、会議・研修を行っていく。 また、令和6年度より義務化された、感染症対策業務継続計画および自然災害対策業務継続計画に基づき、適宜研修を行っていく。
送迎	天候や交通事情に左右されることが多いが、感染対策にも配慮し、安全に快適に送迎できるようにしていく。
広報	ホームページのブログを適宜更新していく。

その他

※もみの木の利用者確保に向け、各基幹相談支援センターへの働きかけ・支援学校における事業所説明会の利用等取り組みを継続して行う。また、通所事業所間の利用者の移動なども検討し、より利用者のニーズに合った活動の提供ができるように配慮していく。

※施設備品の老朽化により修繕が必要なケースが増えている。利用者の生活の場所が快適で過ごしやすいものになる様に、対応を検討していく。

アトリエhanaグループ 事業計画

(アトリエhana・ゆめ工房・Linkみいけ)

事業内容及び利用者数

(1) アトリエhana	生活介護	定員 10 名・現員 11 名
(2) ゆめ工房	就労継続支援B型	定員 10 名・現員 11 名
(3) Linkみいけ	就労継続支援B型	定員 10 名・現員 9 名

年間行事

① 行楽行事（春・秋） ② 食事会 ③ 健康診断（春・秋） ④ 避難・防災訓練

運営・支援の方針

【アトリエhana】（生活介護）

余暇支援・生産活動等の日中活動を通して、QOLの向上を目的とした支援を取り入れていく。

【ゆめ工房】【Linkみいけ】（就労継続支援B型）

本人の希望に寄り添い、年齢・体力等個々に応じた生産活動を提供し支援していく。
集団での活動を通じて、より円滑な人間関係が構築できるよう支援していく。

支援の内容

【アトリエhana】（生活介護）

1. 日中活動

- ・制作・創作活動・季節に応じた制作・絵画等
- ・運動・体操・リズム運動・ウォーキング（荒山公園等）
- ・調理体験 ・ドライブ ・レクリエーション活動
- ・地域清掃（宮山台近隣センター）

●上記活動を通して、より豊かな生活が送れるよう支援を行う。

2. 生産活動

- ・下請作業（ソロキャンプ用品のセット組・封入等）
- ・自主製品（トールペイントの制作）

●利用者のニーズに応じて、作業の機会を提供する。

3. 健康管理等

- ・バイタルチェックを実施し、利用者の体調・健康状態を把握し、必要に応じて関係機関との連携を図る。
- ・食事・運動・栄養について学ぶ場を設け、健康維持についての理解を深めていく。

【ゆめ工房】（就労継続支援B型）

1. 作業・生活訓練

- ・自主製品（シフォンケーキ・パイ等製菓）
- ・下請け作業（検査キット組立て・封入等）

●生産活動を通して安定した工賃を確保していく。

●菓子製造・販売を通じて、社会参加の場を提供し、コミュニケーション力を高めていく。

・施設内清掃、日直（配膳・挨拶・洗濯・給茶等）

●様々な取り組みを通じて、自立した生活を送れるよう支援する。

2. 健康・余暇

・ヘルスチェック（月1回）、マシンを使った運動・エアロビクス（月1回）

・調理実習・季節に応じた製作・ドライブ・レクリエーション（主に土曜日）

●個々の体力を十分に配慮し、健康でかつ充実した生活が継続できるよう支援する。

【Linkみいけ】（就労継続支援B型）

1. 作業・生活訓練

・下請作業（プラスチック製品・雑貨の封入、検査キット折り）等

●生産活動を通して安定した工賃を確保するとともに、店舗販売を通してより地域に密着した事業所を目指していく。

●集団での活動を通して、互いに理解・尊重し合える関係を築いていく。

●御池文化祭・キャンドルナイト等の地域行事に作品を通して参加し、地域との共生を目指していく。

・地域行事の参加

2. 健康・余暇

・ヘルスチェック（月1回）

・調理実習・季節に応じた制作・レクリエーション（主に土曜日）

●作業とのメリハリを明確にし、皆で楽しめる機会を充実させていく。
健康でかつ充実した生活が継続できるよう支援する。

係活動

行事・自治会 利用者のニーズや希望に沿った行事を企画し、利用者が楽しめるように実施する。感染症予防に努め、課外での活動を継続させる。

授産 利用者の意欲や喜びにつながるような生産活動を取り入れ、安定して工賃を支給できるように努める。

保健・防災 春・秋に健康診断・歯科検診を実施し、身体に関する知識や関心を持ち、より健康的に過ごせるように努める。感染症や救急蘇生法などの研修を行い、緊急時、速やかに対応できるようにする。避難訓練を年3回（火災、地震、非常災害）実施し、防災意識を高め安全に迅速に避難できるようにする。環境を整備し安全意識を高め事故を未然に防げるようにする。感染症や自然災害のBCP（事業継続計画）に沿って、緊急時に備え、安全に対応できるようにする。

研修 法人研修、施設内研修、ケース報告、施設外の研修（実践交流会など）に参加し職員で共有し日々の実践に生かし利用者のより良い支援につなげていけるようにする。

虐待防止・身体拘束適正化に関しても適宜、会議・研修を行っていく。

送迎 天候や交通事情に左右されることが多いが、感染対策にも配慮し、安全に快適に送迎できるようにしていく。

広報 ホームページのブログを適宜更新していく。

今後に向けて（通所事業所）

- ・個別支援計画作成時の会議に利用者の方にも参加してもらい、生活に対する意向等確認し、より良い支援が行えるように個別支援計画を立案し、課題を常に目標において支援する。
- ・研修の機会を設け、学んだことを職員全体で情報共有し研鑽を積み支援に生かしていく。虐待防止・身体拘束適正化などの研修を行い、人権擁護の意識を高めていくよう努める。
- ・成人病や感染症の予防に努め、体力や機能面の維持向上をめざし健康に過ごせるようにする。日々のバイタルや健康診断の結果など、体調の変化に気づき家族や関係機関と連絡を取り合い迅速に対応していきたい。
- ・利用者の高齢化及び家庭環境の変化に伴い、家族や関係機関と更に連携を図り、利用者の想いや状況に対応していけるよう支援する。高齢や重度の利用者が、より安全に充実した活動や支援が行えるよう体制や活動内容を検討し進めていく。
- ・利用者の確保について、関係機関との情報共有を進め、事業所説明会に積極的に参加し新規利用者の確保に繋げていきたい。また、見学や体験などを行い、一人ひとりの利用者に応じた活動の場を検討し、場合によっては移動することも検討していく。
- ・施設祭りや地域清掃等、地域における公益的な取り組みを行い、地域の方とのふれ合いを深めていく。
- ・地震、風水害等様々な災害に備え、ご家族・各事業所・各関係機関などとの情報共有や円滑な連絡体制を構築し、協力連携し合えるようにする。非常時に備え、食料や備品を整備する。避難や救急蘇生法など訓練を行い、安全に迅速に対応していけるようにしていきたい。感染症や自然災害の緊急時に備え、BCP（事業継続計画）を作成し安全に対応出来るようにする。

共同生活援助(グループホーム) 事業計画

1. 運営方針

- ・法人の理念である「障害者ありき」に基づき、人権の尊重と地域における普通の暮らし、自分らしい暮らしを保障する。
- ・地域に暮らす障害のある方に必要とされる社会資源となるよう利用者ニーズに基づいた入居者支援を行う。
- ・地域との交流・相互理解を深め、地域住民から支えられる存在になるよう努める。
- ・世話人、生活支援員とサービス管理責任者、管理者の意思疎通を深め、事業所としての確に判断する力やリスク管理の力を高める。
- ・安定した運営と利用者が安心できる支援を継続するため適宜人材を確保するとともに、個々の経験のみに偏らない知識・経験が積めるよう人材の育成の充実を図る。
- ・障害者総合支援法、消防法など関連法を順守した運営を行う。
- ・地域の関係機関（行政・専門機関・相談支援事業所等）との連携を重視し、地域住民や第三者の視点を積極的に取り入れた運営を行う。

2. 令和7年度基本方針

- ・「自分らしい暮らし」を実現するため、本人の想いに重点を置いた個別支援計画を作成し、全職員が共通の方針をもって支援にあたる。
- ・利用者一人一人がもつ価値観や人として当たり前にもつ権利を尊重し、グループホームにおける暮らしを通して自分らしさが発揮できる環境づくりに努める。
- ・ライフステージに合わせた暮らしのあり方を本人と共に考え、提案が行えるよう知識・技術の向上と研鑽に努める。
- ・健康で豊かな生活が営めるよう、食事提供にあたってはバランスの良い食事提供を心掛ける。また、健康維持の観点から健康状態の変化には留意し、必要な医療・福祉サービスが適切に受けられるようサポートする。
- ・言語表現が苦手である利用者の個々の障害特性を正しく理解できるよう支援者に対する的確な助言指導を行う。また、身体介護を必要とする利用者にあたっては適切な住環境のもとで適切な介護技術が提供されるよう留意する。
- ・入居者の高齢化を踏まえ、身体の状態に合わせた適切な住環境の整備と提供に努める。特に築年数の長い住居の移転再編や高齢化に合わせた入浴設備等への備えに重点を置いて改善を図る。
- ・新たな入居希望者を把握し、今後あるべきグループホームの役割や機能について具体的な検討を進める。
- ・感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な支援が安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画に基づき、有事に備えた体制づくりを進める。
- ・虐待防止委員会、身体拘束適正化委員会を開催するとともに、世話人・生活支援員に対する研修や虐待防止チェックリストの活用により人権意識の向上を図る。
- ・報酬算定要件を正しく理解し、支援実態に即した請求により収支の改善を図る。
- ・地域連携推進会議の開催を通して多様な意見を取り入れ、より良い運営につなげる。

3. 年間予定

4 月	個別支援計画作成	10 月	個別支援計画見直し
5 月	健康診断（利用者・世話人）	11 月	健康診断（利用者・世話人）
6 月	防災訓練・消防設備点検	12 月	防災訓練・消防設備点検
7 月	世話人研修・虐待防止チェックリスト	1 月	世話人研修・虐待防止チェックリスト
8 月	虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会	2 月	虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会
9 月	地域連携推進会議	3 月	個別支援計画見直し

4. 入居者の状況

令和6年度は1名が住宅型有料老人ホームに転居し、一時空床は2室であったが、現在は1名が新規に入居し、空きは1床となっている。引き続き積極的な受け入れに努める。

令和7年2月現在

ホーム名	定員	空き	備考
あすなろ	5（男5）	0	
ラリマ福泉（宿直）	5（男5）	0	
くさべ	4（男2・女2）	0	
こさか	4（男2・女2）	0	
ラピスくさべ（宿直）	7（男4・女3）	0	
サンももやま（宿直）	5（男3・女2）	1	
第2ももやま（宿直）	5（男5）	0	
いずみ（宿直）	9（男4）	0	
グループホーム北斗	4（男4）	0	
合 計	48名	1	

5. 具体的な取り組み

①人材確保

各ホームとも長年にわたり利用者支援に携わる世話人の存在により各利用者が安心安全な生活を送ることができているが、世話人のケガや病気、家庭の事情等に伴う体制の脆弱さが年々増している。世話人の高齢化は顕著であるため、引き続き人材の確保に取り組み、持続可能な体制づくりを進める。

（75歳に到達する世話人の人数：R7：1名、R8：3名、R9：2名）

②報告連絡相談体制の徹底・支援方針の共有

- ・世話人からサービス管理責任者への報告・連絡・相談を徹底する。そのために情報の迅速な伝達が可能でケアズ・コネクト（チャット機能）を積極的に活用する。
- ・各グループホーム単位ごとの世話人会議を1回/2～3ヶ月毎に実施するほか、管理者とサービス管理責任者、生活支援員の意思疎通を深め、指示命令が的確に行えるよう毎週1回のミーティングと、隔月1回の担当者会議を前年度に引き続き実施する。
- ・情報の共有にあたっては個人情報を取り扱うため、年2回セキュリティに関するアンケート調査を実施し、個人情報保護に対する意識向上を図る。
- ・「ケアコラボ」の1dayシート（利用者の生活リズムや支援内容を記したもの）作成を進

め、新規採用時の指導に活かすとともに、すべての世話人が支援方針に基づき、共通した考えのもとで支援ができる環境づくりを進める。

③情報共有の仕組みづくり

- ・利用者の生活支援に直接関わる世話人から、必要な情報がサービス管理責任者や管理者にダイレクトに伝わる仕組みとして導入した「ケアコラボ」については、全ホームへの導入を令和5年度内に完了している。導入により、日常生活の状況や健康状態を遅れなく共有し、的確な指示が行える環境が整った。今年度も記録が支援に活かされる体制づくりに取り組んでいくとともに、「ケアコラボ」の家族機能を一部家族に提供し、記録を共有することによる効果を見極めていく。

⑤高齢化への対応

- ・利用者の高齢化に伴い、見守りや介護の度合いが高まるとともに、通院の機会も多くなっている。そのため、令和3年度より訪問診療を導入し、歯科についてはいずみ、ラピスくさべ、ラリマ福泉、こさかで実施。内科については、いずみ、ラピスくさべ、ラリマ福泉、こさか、くさべにて実施している。今年度は他のホームについても必要性に応じて導入を進めていく。
- ・住環境についても高齢化・重度化に合わせた見直しを行うため、今年度は公営団地を利用した住居の戸建て住居への転居について検討を進める。
- ・各ホーム毎に設備の見直し（ラピスくさべにおける入浴環境の改善、ラピスくさべ・ラリマ福泉・いずみにおける介護機器や見守り機器の導入）を進める。個別には他法人の社会資源（住宅型有料老人ホームなど）への移行等も検討する。
- ・前年度に引き続き「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」を活用し、見守り体制の強化を図る。

⑥新たなニーズへの対応に向けて

- ・今後必要とされるグループホームのあり方を考えるにあたり、法人通所施設利用者に対するアンケートを実施する。（地域生活支援センター フィットウェルと共同で実施）
- ・ニーズに応えるために必要となる人材の確保、支援体制、住環境、機能等について検討会を開催し、地域生活支援に関わる立場として法人に対し積極的な提案を行う。（前年度からの継続）

⑦世話人会議・研修の実施

- ・世話人採用時研修を実施するとともに、定期的な世話人会議を通して利用者支援に関する知識（人権や虐待防止、障害特性に対する適切な関わりや介護技術、健康管理、応急手当や防災に関する訓練等）を得られる機会を提供する。
- ・研修については、限られた時間の中で効率的に学ぶ機会を得るためにオンライン研修を実施するほか、人権意識を高めるための虐待防止に関するアンケート、個人情報保護に対する意識付けのためのアンケートを各年2回実施する。
- ・また、必要に応じて個別面談を実施し、各世話人が問題を抱え込むことのないような体制づくりに努める。

- ・サービス管理責任者、生活支援員については各々が主体的かつ具体的目的をもった研修受講や自己研鑽を行う環境を整えるとともに、管理者が管理指導することによって支援者としての援助技術向上を図る。

⑧災害対策・感染予防・危機管理

- ・年2回の消防設備の整備と点検・維持管理を徹底する。
- ・職員・利用者・地域住民とともに防災に努めるとともに、災害・緊急時を想定した防災訓練を行う。また、日頃より災害時を想定し、リスク管理の徹底を図る。
- ・災害備蓄品の管理を責任をもって行い、非常時に使用できる環境を維持する。
- ・引き続き新型コロナウイルスをはじめとした感染予防対策を徹底。利用者、世話人とも毎日の検温、SpO2測定を実施。随時アルコールによる手指の消毒、次亜塩素酸水による室内の除菌を行い、感染のリスクを低減する取り組みを継続する。
- ・事業継続計画（BCP）に基づき感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な支援が安定的・継続的に提供できる体制づくりを進める。

⑨支援実態に即した報酬加算の積極的な活用

- ・日中支援加算や帰宅時支援加算など日常生活において支援実態があるものについて、報酬に反映できるよう加算要件を共有するとともに、ケアコラボに記入のうえ正しく請求されるよう取り組む。
- ・重度障害者支援加算に該当する利用者への支援について、報酬に反映できるよう強度行動障害支援者養成研修の受講を進め、請求可能な体制を整える。
- ・訪問看護ステーションとの委託契約により利用者の健康管理を評価する医療連携体制加算について、先行事例からメリット・デメリットをよく確認のうえ導入可否を判断する。

⑩ICT推進による個人情報のデータ化、ペーパーレス化、個人情報の管理とセキュリティ対策

- ・すべての個人情報をPDFデータ化し、クラウドストレージへの保存によるペーパーレス化を進める。
- ・ペーパーレス化により紙資源の削減を進める。また、紙文書の保管場所を不要とし、過去の情報検索を容易に行える環境を整える。
- ・関係機関との情報共有について原則FAXの使用を控え、電子メールかつ暗号化したファイルの送信を原則とする。これにより郵送代金を削減するとともに、個人情報の漏洩を防止する。
- ・ウィルスによる外部からの脅威だけでなく、内部からの情報漏洩も含めたセキュリティ対策を徹底するため、サービス管理責任者および生活支援員に対して定期的にセキュリティ対策に関するアンケートを実施し、基礎知識をもって業務にあたることができるよう取り組む。また、世話人に対しても日頃から個人情報保護の意識をもって業務にあたることできるよう、アンケートを実施し、意識向上を図る。
- ・管理者は責任をもって業務に関連するIT資産の管理に努め、有効なセキュリティ対策を取り入れるとともに、スタッフに対する注意喚起・指導に努める。

地域生活支援センター フィットウェル 事業計画

基本理念

1. 法人理念である「障害者ありき」にもとづき、常に障害のある本人を中心においた相談支援を実践する。
2. 私たちの相談支援は常に地域における自立生活支援に基盤を置き、本人の意思を最大限に尊重した支援を行う
3. 障害のある方が自らの権利を知り、これを活用することを支援することにより権利の侵害を防ぐ。
4. 利用者にとっての利益を最大限尊重し、地域における相談機関の一員として中立公正な相談援助活動を行う。
5. 家族の有無に関係なく障害のある方が地域社会の中で一人の市民として暮らし続けることができるよう地域における障害のある方への理解と支援体制の充実を推し進めるとともに、地域社会から必要とされる相談機関を目指す。

令和7年度職員体制

・常勤兼務：1名 常勤専従：4名 非常勤：2名（うち2名は兼務）

※当事業所は常勤専従者4名（うち1名は同一敷地内兼務可）かつ主任相談支援専門員を配置した機能強化型基本報酬（Ⅰ）算定事業所である。

指定特定相談支援・指定障害児相談支援 事業計画

《事業内容》

障害者総合支援法または児童福祉法に基づく障害者（児）福祉サービスを利用する障害のある方が、地域における自立した生活を送るにあたり必要とされる支援内容等について契約に基づいて「アセスメント」「サービス等利用計画案の作成」「サービス支給決定を受けて行われるサービス担当者会議」「サービス等利用計画の作成」サービス利用状況を確認し、必要に応じて変更等行う「モニタリング」支援を行い、本人を中心に、ニーズに基づいた支援が行われ、本人や家族の暮らしが豊かなものになるよう支援する。

《契約者数》

	計画相談支援	障害児相談支援
令和7年度計画	300	55

児童発達支援および放課後等デイサービス利用者へのニーズに対応するとともに、機能強化型基本報酬（Ⅰ）算定事業所として障害者基幹相談支援センターや行政などからの要請に可能な範囲で対応する。

《計画作成数及びモニタリング実施件数》

※計画相談支援、障害児相談支援合算

	計画作成件数	モニタリング実施件数
令和7年度計画	360	1,800

《相談員一人当たりの件数 令和6年4月～令和7年1月実績》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
平均	23	24	25	27	27	29	29	29.5	29.8	28.8

相談員一人当たりの件数が30を下回らないことを目標におく。

指定一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）事業計画

《事業内容》

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うもの。地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うもの。

《契約者数》

	地域移行支援	地域定着支援
令和7年度計画	3名	45名

- ・地域移行支援については、利用者および各関係機関からの依頼があれば積極的に対応する予定。
- ・地域定着支援については、単身生活者に限らず同居者が高齢または障害のある方の場合、積極的に契約を進め、緊急時の支援体制を整える。

《地域定着支援における緊急時支援》

- ・令和7年度計画…30件

《地域定着支援において想定される支援》

- ・障害特性に起因する単独での対処困難な事象に対する支援（夜間時間帯の体調不良時にかかる支援（通院等）、ライフラインに関するトラブル対応、家族の急変等緊急事態に関連した同行及び手続支援などが想定される。通院など急な対応についても緊急時支援として対応する。

令和7年度基本方針

【機能強化型基本報酬（Ⅰ）算定事業所としてふさわしい体制作り】

- ・障害者総合支援法に則った適正な制度運用に留意し、管理体制を徹底する。そのためにサービス等利用計画およびモニタリング作成過程について管理者によるチェックを実施する。
- ・地域の関係機関との連携及び社会資源の活用はもちろんのこと、地域活動支援センターや共同生活援助事業所を併設する事業所の特性を活かしたチーム支援の体制づくりを引き続き強化する。
- ・地域の関係機関からの支援要請に可能な限り対応するとともに、指定相談支援事業所連絡会・南区障害者自立支援協議会へ積極的に参画し、地域課題の共有や解決に向けて主体的に取り組む。
- ・行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算に加え、高次脳機能障害支援体制加算の取得を目指す。また、加算要件に関わらず各相談支援専門員が未受講の研修について受講し、スキルアップを図る。
- ・経験豊かな人的資源を活かし、地域の相談支援専門員の育成や相談支援事業所の立ち上げに関する相談などコンサルテーション機能を提供することにより地域社会に貢献し、地域の関係機関から信頼される事業所を目指す。

【社会資源の発掘・多職種連携】

- ・障害福祉サービス事業所の担い手が多様化し、事業所数も増加傾向にある。そのため良質なサービスを提供する事業所を見極めることが難しくなっている。このため、利用者・家族が安心してサービスを利用することができるよう権利擁護の観点から事業所情報の収集・提供に努める。
- ・利用者が望む生活を支援するにあたり、各ライフステージごとに様々な関係機関と連携していく必要がある。特に近年は利用者・家族の高齢化に伴い、高齢分野・医療機関と連携する機会が増えている。どのライフステージにおいても安心して地域で生活していくことができるよう、支援や研修、交流を通して必要な関係機関と引き続き連携していく。

【働きやすい職場環境の提供・チーム支援】

- ・職員一人一人がやりがいを持つとともに、過度な負担とならぬよう持続可能な職場環境づくりを進める。そのために、管理者および職員間のコミュニケーションの重要性を共有し、相談支援専門員同士が対面およびコミュニケーションツール（LINEWORKS）で活発に意見交流できる環境を維持する。
- ・相談援助記録を基に毎朝のミーティングにて支援の共有・方向性の確認し、事業所として共通の認識のもとで業務を行う。

【ICT の活用による業務の効率化】

- ・限られた人数、時間の中で求められる業務を遂行するために、ICT の活用による業務効率化策を積極的に取り入れ、時間を有効に活用して相談支援の質の維持につなげる。
- ・毎朝のミーティングやサービス担当者会議について、オンライン会議（zoom）を積極的に活用し、コミュニケーション機会を確保する。ミーティングについては録画し、欠席した場合でも情報にアクセスできる環境とする。
- ・LINEWORKS のトーク機能活用により、職員間や関係機関、利用者とのコミュニケーションを活発にする。
- ・ペーパーレス、電子署名、電子申請により、最小限の時間で必要な書類作成や提出が行えるよう取り組むとともに、FAX 送信や郵送に係る経費節減につなげる。
- ・上記取り組みを進めることにより、災害等発生した場合においても迅速に業務が再開できる体制を整える。

【個人情報の管理とセキュリティ対策】

- ・個人情報保護・情報漏洩防止の観点から関係機関との情報共有については、電子メールかつ暗号化したファイル（パスワード設定）の送信を原則とする。
- ・ウイルスによる外部からの脅威だけでなく、内部からの情報漏洩も含めたセキュリティ対策を徹底するため、定期的にセキュリティ対策に関するアンケートを行い、セキュリティ対策に関する知識をもって業務にあたる。
- ・管理者は責任をもって業務に関連する IT 資産管理に努め、有効なセキュリティ対策を取り入れるとともに、職員に対する注意喚起・指導に努める。

地域活動支援センター わかば 事業計画

1. 運営方針（基本理念）

- ・法人理念である「障害者ありき」に基づき、常に利用者が主役となる施設運営を行う。
- ・私たちの支援は地域における自立生活支援を基盤とし、利用者の意思を最大限に尊重した支援を行う。
- ・障害の種別に関わらず地域で孤立している方や福祉サービスの狭間にある方が安心して過ごせる、また社会参加ができる居場所づくりを行う。
- ・地域住民や関係機関に理解され必要とされる社会資源となるよう、多様なニーズに対し柔軟な支援を行う。
- ・障害のある方が地域社会の中で一人の市民として暮らし続けることができるよう、地域における障害のある方への理解の促進と支援体制の充実を推進する役割を果たす。

2. 事業運営体制

- ①業務の名称 地域活動支援センター運営業務（居場所支援型）
- ②職員体制 常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤兼務 2名
- ③開所日時 <火曜日～金曜日> 12時～18時 <日曜日> 10時～17時
(年末年始、お盆、祝日を除く)

3. 令和7年度基本方針

①利用者支援

- ・1日の利用者数の目標を10名とし、利用者が来所しやすく安心して過ごせる環境を提供するとともに、利用者が主体となったプログラムを実施する。

令和6年4月～令和7年1月実績（1日あたりの平均利用者数）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
8.7	8.2	8.3	8.3	7.5	8.5	7.9	8.1	10.3	9.6

- ・利用者、家族に対し、様々な方法で地域活動支援センターの活動をわかりやすく伝える。
また、利用者に関わる関係機関に対し、広く周知を行うことで地域活動支援センター利用のきっかけを作る。
- ・地域生活を支える一機関として、利用者の生活課題に気づき利用者が主体的に課題解決に向けた行動ができるよう共に考え、適宜情報提供を行う。
- ・毎月支援者会議を実施し、利用者の状況や運営上の課題を共有するとともに各職員が課題を抱え込むことがない体制を維持する。

②権利擁護

- ・虐待防止委員会を開催するとともに、研修を通して職員の人権意識の向上につとめる。
- ・個人情報の適正な取り扱いについて職員に徹底を図る。
- ・病院や入所施設からの地域移行に関心をもち、居場所の提供や相談を通して地域移行支援に積極的に関わる。

③業務継続計画に基づく対応

- ・平時より災害を想定した訓練を利用者参加型で実施する。また、自然災害に備え、業務継続計画を定期的に見直し、業務の継続や迅速な再開ができるよう努める。

- ・感染症対策として職員が感染症に関する正しい知識を身につけるとともに、発生後は感染症マニュアルに基づく処置ならびに業務継続計画に基づく対応を行う。

④地域との連携

- ・地域活動支援センター連絡協議会へ積極的に参加し、堺市と協働し「必要とされる地域活動支援センターづくり」につとめる。

⑤ICTの活用による効率的な支援およびセキュリティ対策

- ・職員間の連絡手段として LINEWORKS を活用し、必要な情報を共有するとともに速やかに指示が行える体制を維持する。
- ・業務日誌、アセスメントシートなど個人情報を含むデータはすべてクラウドストレージに保管し、ペーパーレス化を進める。
- ・ウィルスによる外部からの脅威だけでなく、内部からの情報漏洩も含めたセキュリティ対策を徹底するため、定期的にセキュリティ対策に関するアンケートを行い、セキュリティ対策に関する知識をもって業務にあたる。
- ・管理者は責任をもって業務に関連する IT 資産管理に努め、有効なセキュリティ対策を取り入れるとともに、職員に対する注意喚起・指導に努める。

4. 契約者の状況（令和7年2月現在）

- ・契約者数 78名（男性49名 女性29名）
- ・主たる障害

身体障害	知的障害	精神障害
1名	69名	8名

- ・年齢

～19歳	～29歳	～39歳	～40歳	～59歳	～64歳	65歳～
1名	17名	12名	18名	25名	2名	3名

- ・目標とする利用者数に向け、利用者の状況について把握・分析し、利用しやすい環境や取り組みを検討する。

4. 令和7年度具体的な取り組み

①安心して利用しやすい地域活動支援センターに向けた取り組み

- ・在宅生活をおくる方や福祉サービスの利用が困難となっている方にはきめ細かな支援が必要であることから、利用者の思いに沿った個別支援計画を作成し、具体的な支援内容を相談支援事業所等支援者と共有する。
- ・身体障害により移動が困難な方や、障害特性により来所することが難しい方にとって地域活動支援センターをより利用しやすい場とするため、分身ロボット OriHime を導入し、新たな社会参加機会を提供する。
- ・情報提供は利用者にとってわかりやすく、取得しやすいものとするため、ブログや公式LINEを用い発信する。また毎月15日に次月のカレンダーを発行する。
- ・お菓子づくりやクリスマス会などは公共施設を利用し希望者全員が参加できるようにする。

②利用者主体によるプログラムの実施

プログラムは、毎月1回利用者によるミーティングにおいて、各利用者が自らやってみたいことを発表し、意見を出し合い決定する。希望者が参加しやすいよう職員は助言など側面的なサポートを行う。

- ・ さくら会（当事者活動）＜年12回＞
- ・ のんびり会（在宅生活で外出機会の少ない障害者の余暇活動）＜年12回＞
- ・ わかば鉄道（鉄道が好きな障害者の交流会）＜年12回＞
- ・ 女子会
- ・ 季節の催し（夏祭り、クリスマス会、忘年会、初詣）
- ・ 行楽行事（お花見、ピクニック、ランチ会）
- ・ 調理、お菓子づくり
- ・ レクリエーション（ゲーム、カラオケ）
- ・ 創作活動（塗り絵、小物づくり）
- ・ 堺市障害者スポーツ大会（ふうせんバレーボール）

居宅介護・移動支援事業 陽だまり 事業計画

1. 運営方針

適正で円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保する。利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、移動支援計画等に基づき、利用者の心身の状況やおかれている環境に配慮しながら、外出の援助、身体の介護や家事援助等、希望する日常生活上の援助を適切に行う。

2. 事業内容

移動支援計画・居宅介護計画の作成
通院等必要な外出・余暇活動等社会参加のための外出援助
食事・排泄・入浴等の身体介護
調理・洗濯・掃除等の家事援助
入院時のコミュニケーション支援
その他必要な相談・助言・支援

3. 令和6年度実績

年間延べ利用者 469名（39名／月）
うち移動支援 434名（36名／月）
うち入所施設利用者 343名（29名／月）
活動ヘルパー 15名

4. その他

ヘルパーの確保・増員
ヘルパーの研修（6月・12月）

障害児通所支援 事業計画

(Link みいけ・Link にわしろ・Link ふかい)

【Linkみいけ】

事業及び利用者数

○放課後等デイサービス 定員 10 名 登録者数 24 名

☆利用者登録者数（令和 7 年 4 月予定）

小 1	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3	合計
0	4	1	2	4	1	3	3	2	3	1	0	24

運営・支援の方針

《対 象 者》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方
(小学 1 年生～高校 3 年生)

《サービス提供時間》 平日 下校時間から午後 6 時まで
土曜日及び長期休暇 午前 10 時から午後 4 時まで

《療 育 方 針》

ひとりひとりの発達（個性）を大切にし、日々の遊び・生活の体験から、
多くの学びを子どもたち自身が感じられる場を提供する。

支援の内容

1. 活動内容

(1) 課 題

個々の発達段階、理解度、学年に応じた内容の改題を設定する。
将来必要となるスキルを習得するため、作業課題等にも取り組む。
環境を整え、集中力・持続力の向上を目指し支援する。

(2) 運 動

身体を動かす機会を設定する。室内での体操やダンス、公園等での外遊びを提供し、
体力・運動能力の向上、基本動作を身につけるよう促していく。
健康への意識を持てるよう支援する。散策をしながら気分転換を目的とする
「散歩」。体力作りを目的とする「ウォーキング」や「ジョギング」を行う。
コースや目標などを設定し、自主性や意欲の向上に繋げていく。

(3) 創 作

季節や年中行事をテーマに内容を設定し、個々での制作、みんなでひとつのものを
を作り上げる共同制作に取り組む。
年齢・発達段階に合わせ、工程や取り組み方法を設定し、「ものをつくる」楽しさ、
達成感を感じることができるよう支援する。

(4) クッキング

おやつ・昼食作りを行い、年中行事や旬の食材など季節感のあるメニューを設定す
る。自分で調理することを通して「食」への関心を高める。また調理器具などを安
全に操作できるスキルを身につける。

(5) 陶 芸

月 4 回、外部の講師による個別指導。一人 10 分～15 分（作品内容により異なる）
(6) 音楽療法

月 2 回、外部講師による指導。グループごとにセッションを行う。

(7) 余 暇

施設外活動等を主に土曜日・長期休暇に提供する。

公共施設等を利用し、社会でのマナーやルールを習得できるよう支援を行い、
いろいろな経験・体験ができるよう「おでかけ」の機会を設定する。

季節ならではの活動や取り組みを展開していく。

(8) 就労体験

長期休暇中に、中高校生を対象に行う。同事業所内の就労継続 B 型の作業時間
に参加する。作業体験を通して卒業後の生活がイメージできるよう促していく。

(9) その他

基本的な生活習慣を身につけるため、個々の発達段階をふまえ、適切な支援を
提供する。(排泄 食事 着替え 整理整頓 掃除など) 絵カードや写真などの
支援ツールを活用し、自分のことを伝える「発信力」を育み、コミュニケーシ
ョン力向上を目指して支援する。

年齢に応じた役割や当番活動を通して、自主性や責任感の向上を目指して支援する。

2. 送 迎

学校～事業所間、自宅～事業所間の送迎を行う。

- ・支援学校：泉北高等支援 上神谷支援
- ・中学校：美木多
- ・小学校：御池台 美木多 三原台
- ・自 宅：御池台 原山台 美木多上 鴨谷台 城山台 槇塚台 茶山台
高倉台 三原台 宮山台 鳳中町

3. 家族支援

児童本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、児童本
人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重し的確な助言ができるよう
努める。

必要に応じて、他機関・地域の関係者との連携を図り、支援を進める。

4. 防 災

- ・火災避難訓練 年 2 回（自主訓練・消防の立会い）
- ・防災避難訓練 年 1 回（自主訓練）

5. 保 健

- ・健康診断 年 1 回
- ・健康相談 年 1 回（地域産業保健センターに依頼）

6. 研 修

法人研修、施設内研修、ケース報告、施設外の研修（さかい障がい児放課後連
絡会主催の勉強会など）に参加し職員間で共有し、より良い支援につなげていく。

虐待防止・身体拘束適正化に関しても会議・研修を行っていく。

Link3 事業所合同の研修会を年数回開催する。発達支援、事例検討や法制度等につい
てなどテーマを決めて行い、職員の資質向上に努める。

今後の方向性について

基本的な生活習慣を身につけるとともに、コミュニケーション力・自己表現力の向上への支援に重点をおき、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を含めた総合的な支援を提供することを基本としていく。個々の発達段階や特性に応じて支援方法や取り組み方を検討、環境設定を行い、集団の中で過ごす力を習得することを目指す。

感染対策や衛生管理を引き続き行いながら、クッキングや施設外活動に取り組み、様々な体験をする場や機会を提供し、こどもたちの成長につなげていく。より充実した生活を過ごせるよう、色々な経験を重ね生活の土台となる力を身につけられるよう活動内容を検討し、学校卒業後の生活に繋がる支援を行っていく。

異年齢の集団の中で、互いに思いやる心や憧れの心を持ち、楽しく安心して過ごせる場、保護者にとっては安心してお子様を通わせることができる場になれるよう努めていく。

【Linkにわしろ】

事業及び利用者数

- (1) 児童発達支援 定員： 5名 登録者数： 2名
(2) 放課後等デイサービス 定員： 5名 登録者数： 24名

☆利用者登録数 (令和7年4月予定)

【児童発達支援】

0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)	合計
0	0	0	1	0	1	2

【放課後等デイサービス】

小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
3	6	5	5	3	2	24

(1) 児童発達支援

運営・支援の方針

《 対 象 者 》 未就学の児童で、児童発達支援の支給決定を受けている方

《サービス提供時間》 午前9時30分～午後1時30分

《療 育 方 針》 「安心して過ごせる場」を提供する。

個々の発達段階に合わせた適切な療育を提供する。児童が主体的に活動し、自発性や意欲を高め、自信を持って活動できるように支援する。

《 利 用 日 》 契約時に、利用曜日を定める。

支援の内容

1. 活動内容

(1) 創 作

季節や年中行事をテーマにしたものを制作する。

個々の作品のほかに、みんなでひとつの作品を完成させる共同制作を実施し、子ども同士のコミュニケーションを促す。

(2) 運 動

公園等での外あそび、室内でのサーキットあそびや体操の時間を設定し体力の向上・運動機能の発達を促し、生活の基本となる体づくりを目指す。

(3) 課 題

個々の発達段階に応じて内容を設定する。

手先を使う作業を取り入れ、微細運動の発達を促す。

興味のある感覚に触れながら取り組める内容を設定し、集中力の向上を目指す。

(4) 余 暇

遠足や節分、縁日、ハロウィンパーティ、クリスマス会等、季節の行事に参加し、放課後等デイサービスの児童と一緒に活動することを通して年長児童との交流を図る。

(5) そ の 他

基本的な生活習慣を身につけるため、個々の発達段階をふまえ、適切な支援を提供する。(トイレトレーニング・着替え・食事指導など) 絵カードや写真などの支援ツールを活用し、自分のことを伝える「発信力」を育み、コミュニケーション力向上を目指して支援する。

2. 送 迎

往復ともに保護者の送迎にて利用する。

必要な場合は、送迎を行う。(家庭状況、保護者の体調不良など)

3. 家族支援

児童本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、児童本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重し的確な助言ができるよう努める。

必要に応じて、他機関・地域の関係者との連携を図り、支援を進める。

(2) 放課後等デイサービス

運営・支援の方針

《 対 象 者 》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方 (主に小学生)

《サービス提供時間》 平 日 : 下校時間から午後 6 時まで

土曜日及び学校休業日: 午前 10 時から午後 4 時まで

《療 育 方 針》

ひとりひとりの発達(個性)を大切にし、日々の遊び・生活・体験からの学びを「子どもたち自身が感じられる場」を提供する。

《利 用 日》 契約時に、利用曜日を定める。

支援内容

1. 活動内容

(1) 創 作

季節や年中行事をテーマに内容を設定し、共同制作や個人制作に取り組む。

「やってみたい」と意欲的に取り組み、達成感を感じることができるよう工程を考え、制作活動を提供する。さまざまな素材や道具を使う機会を増やしていく。

(2) 運 動

室内での体操やダンス、公園等での外遊びを提供し、体力・運動能力の向上、

基本動作を身につけるよう促していく。

小集団での運動遊びを通して、コミュニケーションスキルや社会性（ルールを守るなど）の向上を目指す。

外部講師による、運動療育支援プログラムを取り入れる。

(3) 学 習

個々の発達段階に応じた課題や学校の宿題に取り組む。

「できる」という自信をつけることができるよう、一人で最後まで取り組むことができる内容を設定、環境設定を行い、集中力の向上を促す。

(4) ミュージックケア

月2回 認定音楽療法士による指導。

(5) 書 道

月2回程度 毛筆で文字を書く楽しさを感じられるよう取り組む。

(6) 園 芸

季節の花・野菜や果物を育てる。

土の感触を感じたり、水やりをしたり、成長過程や収穫する楽しみを感じ、自然に触れる機会を提供する収穫したものはおやつやクッキングで食べることを通して、食べ物の大切さ知り、食育へつなげていく。

(7) 誕生日会

主役になる機会を提供する。

成長する喜びをみんなで感じ、他者を思う気持ちを育む。

(8) 余 暇

施設外活動等を土曜日・長期休暇等に提供する。

公共施設等を利用し、社会でのマナーやルールを習得できるよう支援を行い、いろいろな経験・体験ができるよう「おでかけ」の機会を設定する。

施設内においては、縁日、ハロウィンパーティ、クリスマス会等の活動を通して、他児との関わりを持ちながら楽しめる機会を設定する。また、これらの活動では児童発達支援の児童との交流も図り、年長児童としての意識を持つ場面を設定する。

(9) クッキング

おやつ・昼食作りを行い、自分で調理することを通して「食」への関心を高める。また調理器具などを安全に操作できるようスキルを身につける。

(10) その他

基本的な生活習慣を身につけるため、個々の発達段階をふまえ、適切な支援を提供する。(排泄 食事 着替え 整理整頓 掃除など)

絵カードや写真などの支援ツールを活用し、自分のことを伝える「発信力」を育み、コミュニケーション力向上を目指して支援する。

2. 送 迎

- ・学校～事業所間の送迎を行う。

支援学校：上神谷支援

小学校：庭代台 御池台 原山ひかり 美木多 城山台 三原台

- ・帰宅時は保護者の迎え、学校休業日は往復とも保護者の送迎にて利用する。

- ・必要に応じて、送迎を行う。(家庭状況、保護者の体調不良、諸事情等)

3. 家族支援

児童本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、児童本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重し的確な助言ができるよう努める。

必要に応じて、他機関・地域の関係者との連携を図り、支援を進める。

(1) 児童発達支援 (2) 放課後等デイサービス 共通事項

1. 防 災

- ・避難訓練 年3回(自主訓練、消防署の立会い、避難経路確認)

2. 保 健

- ・健康診断 年1回
- ・健康相談 年1回 (地域産業保健センターに依頼)

3. 研 修

法人研修、施設内研修、ケース報告、施設外の研修(さかい障がい児放課後連絡会主催の勉強会など)に参加し職員間で共有しより良い支援につなげていけるようにする。

虐待防止・身体拘束適正化に関しても会議・研修を行っていく。

Link3 事業所合同の研修会を年数回開催する。発達支援、事例検討や法制度等についてなどテーマを決めて行い、職員の資質向上に努める。

今後の方向性について

基本的な生活習慣を身につけるとともに、コミュニケーション力・自己表現力の向上への支援に重点をおき、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」を含めた総合的な支援を提供することを基本としていく。

個々の発達段階や特性に応じて、支援方法や取り組み方を検討、環境設定を行い、他児と一緒に活動し、集団の中で過ごす力を習得することを目指す。

感染対策や衛生管理を引き続き行いながら、クッキングや施設外活動に取り組み、様々な体験をする場や機会を提供し、子どもたちの成長につなげていく。より充実した生活を過ごせるよう、色々な経験を重ね生活の土台となる力を身につけられるよう活動内容を検討していく。

乳幼児期、学齢期における子育ての不安・障害の受容・将来への不安などの相談に対応できるよう、保護者との信頼関係を築き、子どもを中心に家族支援にも取り組んでいく。相談事業所などの関係機関とも連携を取りながら、幅広い視野をもって支援に努めていく。

【Linkふかい】

事業及び利用者数

○放課後等デイサービス 定員：10名 登録者数：19名

☆利用者登録数（令和7年4月予定）

小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	専攻	合計
0	0	0	0	0	1	3	4	7	2	1	1	19

運営・支援の方針

《対象者》 放課後等デイサービスの支給決定を受けている方
(主に中学年～高校3年生)

《サービス提供時間》 平日 午後2時から午後6時まで
土曜日及び長期休暇 午前10時から午後4時まで

《療育方針》

自立した日常生活を営むために必要な力をつけるプログラムや作業・訓練的な活動と創作活動に取り組む。学び・遊びの体験から日常生活能力を高める支援を行う。

支援の内容

1. 活動内容

(1) 創作活動

主に長期休暇期間に実施。「自主製品」を意識・想定した企画内容で取り組む。
全員での共同制作するアート作品は毎年、健康福祉プラザ主催の作品展に出展。

(2) 調理

主に長期休暇期間で年に数回程度を目安に取り組む。食材を使って調理を行うにあたり、感染予防の観点から環境・方法に十分な注意を払い、可能な範囲で実施。

(3) 施設外活動（外出）

主に長期休暇期間の活動として野外でのカレー作り等、様々な体験型イベントを設定。余暇として運動遊戯施設（体育館やボーリング場）や遊興施設（アミューズメント）の利用。その他に成人の福祉サービス事業所での作業場見学・体験等も実施していく。

(4) 療育内容 作業訓練

社会的スキルに関する訓練は「時間厳守・態度」、「身だしなみ・会話」、「職場ルール理解」、「健康管理」、「感情コントロール」、「挨拶・言葉使い」、「報連相」等。技術的スキルは「集中力」、「正確・巧緻性」、「効率・生産性」、「忍耐力・適応性」、「作業意欲と能力の向上」等に注目して訓練提供と記録を実施。

作業訓練は「梱包」、「仕分け」、「部品の組立」、「封入」、「洗濯バサミ」、「タオル」、「計量」、「工具」を実施。個別指導による「接客訓練」、「面接訓練」、「清掃業務」。作業訓練の記録は毎回データ化。それを基に、定期的なモニタリングとアセスメントを行う。PCはタイピングとGIGAスクール構想に順応したプログラミング訓練を実施。

2. 送迎

府立・市立支援学校（上神谷支援・泉北高等支援）と地域（泉ヶ丘東・深井・原山台中学校）への送迎。土曜日や長期休暇に関しては自宅と事業所間の完全送迎。

3. 避難訓練

年3回（春・秋・冬）火災と地震を想定した自主避難訓練実施（避難経路も含む）。

4. 保 健

健康診断 年 1 回

健康相談 年 1 回（地域産業保健センターに依頼）

5. 研 修

大阪府の「障がい者虐待に関する研修」に参加。また放課後連絡会での「思春期の性教育に関する研修」や「不登校児に対する支援」に関する研修に参加する。

事業所独自に「事故・虐待防止」や「権利擁護」、また個別のケースカンファレンス・事例研究などを実施する。堺市障害児通所支援事業者育成事業を活用し、「発達障がい」や「福祉サービス・制度・法律」についての知識を深める。

6. その他

年に 1 回以上の事業所見学会の開催、保護者懇談会（オンラインも含む）等の実施。

今後の方向性について

令和 7 年度は「Link みいけ」「Link にわしろ」からの利用児童の移行。また卒業後の進路を見据えて、既存利用児の契約日数を追加増（リピーターを増やす）の促進を行う。営業活動においては「訓練（作業訓練特化型と就労準備型）・ソーシャル・スキル・トレーニングに重点をおいた療育」を掲げ、新規利用者の獲得を目指す。

令和 6 年度の卒業生（9 名）の進路先においては、福祉サービス事業所ではプログラミングや動画編集等の PC 作業を取り入れた就労支援継続 B 型事業所、また自立訓練（2 年）と就労移行支援事業（2 年）を合わせて行う「福祉型専攻科」が多かった。あと福祉サービス事業以外では専修学校もあり、高校卒業後も放課後等デイサービスを継続して利用する（制度上は 18 歳以上でも 20 歳までは可能）という前例のないケースも。

上記のように近年は「成人の福祉サービス事業・就労」以外の選択肢が広がってきている。開所当初からのコンセプトである『成人の事業所（就労も含む）へのスムーズな移行を目的とした作業訓練』だけではなく、より満足度の高い療育プログラムの提供や多岐に及ぶニーズへの対応が求められてくる。

今後は進路・就労先が求める基本的な技能スキルに焦点をあてた訓練内容を取り入れていかなければならないと感じている。特に発達障害の児童には「PC 作業・事務」系の仕事が人気で、IT に特化した福祉サービス事業所も増えてきている。時代に合わせ、療育モデルの改善・アップデートが今後の必須課題となっている。